平成２６年（フ）第９４号
栃木県小山市大字羽川70番地１　サンスカイ小山202号、従前の住所栃木県宇都宮市双葉１丁目13番41号　ＭＴマンション双葉303
債務者　大金　久美（旧姓久保）
１　決定年月日時　平成27年３月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
５　免責審尋期日　平成27年６月５日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第２１２９号
神奈川県大和市深見東１丁目４番15号　エクセレンススクエア302号
債務者　木下　　彰
１　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
５　免責審尋期日　平成27年６月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１２号
静岡市清水区三保84番地
債務者　松原　　淳
１　決定年月日時　平成27年３月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
５　免責審尋期日　平成27年６月10日午後２時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２６３号
神奈川県大和市深見台４丁目１番13号
債務者　平尾　和也
１　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
５　免責審尋期日　平成27年６月24日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第３６２号
熊本市中央区平成３丁目18番10号
破産者　有限会社総合病院ペットセンター名越
１　決定年月日　平成27年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３６４号
熊本県阿蘇郡高森町大字色見52番地
破産者　名越智代子
１　決定年月日　平成27年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第９０号
青森県むつ市柳町１丁目２番７号
破産者　鍵本ハイヤー株式会社
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７７２号
仙台市青葉区中央２－２－10　仙都会館ビル３階、登記簿上の住所仙台市青葉区本町１丁目１番１号
破産者　株式会社ＲＥジャパン
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第９１号
山形県寒河江市丸内３丁目１番１号
破産者　株式会社未来空間
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３９号
栃木県那須塩原市二区町403番地29　インプレスＡ－203号
破産者　小泉　久雄
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第６０号
神戸市東灘区深江浜町１番１
破産者　株式会社沖野商店
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７９号
兵庫県伊丹市南野北１丁目７番３号
破産者　有限会社鶴野電器商会
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１０３号
徳島県徳島市国府町日開47番地の３
破産者　有限会社国府給食
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６２５号
北九州市小倉南区志徳２丁目３番５号
破産者　株式会社グッディポイント福岡
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５６号
鹿児島県肝属郡肝付町富山1270番地１
破産者　有限会社寿し和
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第４５号
北海道北見市本町５丁目６番11号
破産者　株式会社サン印刷
１　決定年月日　平成27年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第５０号
愛知県岡崎市鍛埜町字日面８番地４
破産者　株式会社丸嶋
１　決定年月日　平成27年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第８３号
愛知県豊田市栄生町４丁目28番１、商業登記簿上の本店所在地愛知県豊田市日南町５丁目46番地１
破産者　有限会社シマックス
１　決定年月日　平成27年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２９４号
愛知県西尾市吉良町吉田亥改112番地
破産者　有限会社ヤマヨ
１　決定年月日　平成27年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２０年（フ）第１０３号
愛知県豊橋市大村町字大溝20番地
破産者　睦精密工業株式会社
１　決定年月日　平成27年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部